

## 議案第 3 1 号

### 大口町税条例の一部改正について

大口町税条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 2 4 年 4 月 4 日提出

大 口 町 長      森                      進

#### (提案理由)

この案を提出するのは、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）の一部改正に伴い、年金所得者の申告手続きの簡素化、土地に係る固定資産税の負担調整措置等、所要の整備を図るため、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

## 大口町税条例の一部を改正する条例

大口町税条例（昭和38年大口町条例第15号）の一部を次のように改正する。

第35条の2第1項ただし書中「、寡婦（寡夫）控除額」を削る。

附則第11条の見出し中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第6号中「附則第18条第7項」を「附則第18条第6項」に改め、「、附則第13条の4の場合にあっては法附則第21条の2第2項において準用する法附則第18条第7項及び第18条の3」を削る。

附則第11条の2の見出しを「(平成25年度又は平成26年度における土地の価格の特例)」に改め、同条第1項中「、平成22年度分」を「、平成25年度分」に、「平成23年度分」を「平成26年度分」に改め、同条第2項中「平成22年度適用土地」を「平成25年度適用土地」に、「平成22年度類似適用土地」を「平成25年度類似適用土地」に、「、平成23年度分」を「、平成26年度分」に改める。

附則第12条の見出し及び同条第1項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第2項中「住宅用地又は商業地等」を「商業地等」に、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に、「、当該住宅用地又は商業地等」を「、当該商業地等」に改め、「、住宅用地にあっては10分の8、商業地等にあっては」を削り、「住宅用地又は商業地等」を「商業地等」に改め、同条第3項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第4項を削り、同条第5項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項を同条第5項とする。

附則第12条の3中「地方税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第9号)附則第9条第1項」を「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成24年法律第17号)附則第10条第1項」に、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改める。

附則第13条（見出しを含む。）中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改める。

附則第15条第1項中「から第6項まで」を「から第5項まで」に、平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に、「から第6項まで」を「から第5項まで」に改め、同条第2項中「平成24年3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。

附則第21条の次に次の1条を加える。

第21条の2 法附則第41条第15項各号に掲げる固定資産について同項の規定の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 当該固定資産を事業の用に供する者が法附則第41条第15項に規定する特定移行一般社団法人等（以下この条において「特定移行一般社団法人等」という。）に該当することを明らかにする書類
- (2) 次に掲げる事項を記載した書類
  - ア 法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
  - イ 法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
  - ウ 法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途
- (3) 特定移行一般社団法人等が幼稚園、図書館又は博物館法第2条第1項の博物館（次号及び第5号において「博物館」という。）を設置した年月日を記載した書類
- (4) 特定移行一般社団法人等が当該固定資産を直接保育、図書館又は博物館の用に供し始めた時期を記載した書類
- (5) 当該固定資産が特定移行一般社団法人等で幼稚園、図書館又は博物館を設置するものの所有に属しないものである場合にあっては、第1号から前号までに掲げるもののほか、当該固定資産を当該特定移行一般社団法人等に無料で使用

させていることを証する書類

附則第 2 2 条の次に次の 1 条を加える。

(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例)

第 2 2 条の 2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災（平成 2 3 年 3 月 1 1 日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）により滅失（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成 2 3 年法律第 2 9 号。以下この項及び次条において「震災特例法」という。）第 1 1 条の 6 第 1 項に規定する滅失をいう。以下この項において同じ。）をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地又は当該土地の上に存する権利の譲渡（震災特例法第 1 1 条の 4 第 6 項に規定する譲渡をいう。）をした場合には、附則第 1 7 条第 1 項中「第 3 6 条」とあるのは「第 3 6 条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成 2 3 年法律第 2 9 号）第 1 1 条の 6 第 1 項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法第 3 1 条第 1 項」とあるのは「租税特別措置法第 3 1 条第 1 項」と、附則第 1 7 条の 2 第 3 項中「第 3 7 条の 9 の 5 まで」とあるのは「第 3 7 条の 9 の 5 まで（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 1 1 条の 6 第 1 項の規定により適用される場合を含む。）」と、附則第 1 7 条の 3 第 1 項中「租税特別措置法第 3 1 条の 3 第 1 項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 1 1 条の 6 第 1 項の規定により適用される租税特別措置法第 3 1 条の 3 第 1 項」と、附則第 1 8 条第 1 項中「第 3 6 条」とあるのは「第 3 6 条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 1 1 条の 6 第 1 項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法第 3 2 条第 1 項」とあるのは「租税特別措置法第 3 2 条第 1 項」として、附則第 1 7 条、附則第 1 7 条の 2、附則第 1 7 条の 3 又は附則第 1 8 条の規定を適用する。

2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年度分の第 3 5 条の 2 第 1 項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達され

る時まで提出されたもの及びその時まで提出された第35条の3第1項の確定申告書を含む。)に、前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

附則第23条の見出し中「適用期限」を「適用期間等」に改め、同条中「につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)」を「につき震災特例法」に、「附則第45条第2項」を「附則第45条第3項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第5項までの規定の適用を受けた場合における附則第7条の3及び第7条の3の2の規定の適用については、附則第7条の3第1項中「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第7条の3の2第1項中「法附則第5条の4の2第5項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項」とする。

#### 附 則

##### (施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。ただし、第35条の2第1項ただし書の改正規定及び次条第1項の規定は、平成26年1月1日から施行する。

##### (町民税に関する経過措置)

第2条 改正後の大口町税条例(以下「新条例」という。)第35条の2第1項の規定は、平成26年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成25年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第23条の規定は、平成24年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成23年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

##### (固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成24年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成23年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 この条例による改正前の大口町税条例(以下この項において「旧条例」という。)附則第12条第2項(住宅用地に係る部分に限る。)及び第4項の規定は、平成24年改正法附則第9条第1項の規定の適用を受ける土地に対して課する平成24年度分及び平成25年度分の固定資産税については、なおその効力を有する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

旧条例附則第12条 第2項	前項	附則第12条第1項
	平成21年度から平成23年度までの各年度分	平成24年度分及び平成25年度分
	10分の8	10分の9
旧条例附則第12条 第4項	0.8	0.9
	平成21年度から平成23年度までの各年度分	平成24年度分及び平成25年度分
	第1項	附則第12条第1項

3 平成24年改正法附則第9条第1項及び前項の場合における新条例の規定(固定資産税に関する部分に限る。)の適用については、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第14条	又は第13条の2	若しくは第13条の2又は大口町税条例の一部を改正する条例(平成24年大口町条例第 号。以下「平成24年改正条例」という。)附則第3条第2項の規定によりなお
--------	----------	---

		その効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正条例による改正前の大口町税条例（以下「平成24年改正前の条例」という。）附則第12条第2項若しくは第4項
	又は第13条	若しくは第13条又は平成24年改正条例附則第3条第2項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正前の条例附則第12条第2項若しくは第4項
附則第15条第1項	から第5項まで	から第5項まで又は平成24年改正条例附則第3条第2項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正前の条例附則第12条第2項若しくは第4項

大口町税条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(町民税の申告)</p> <p>第35条の2 第25条第1項第1号の者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定によって給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第33条の7の規定によって控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第26条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。</p> <p>2～8 略</p> <p>附 則</p> <p>(土地に対して課する<u>平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の特例</u>に関する用語の意義)</p> <p>第11条 略</p>	<p>(町民税の申告)</p> <p>第35条の2 第25条第1項第1号の者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定によって給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、<u>寡婦(寡夫)控除額</u>、勤労学生控除額、配偶者特別控除額若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第33条の7の規定によって控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第26条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。</p> <p>2～8 略</p> <p>附 則</p> <p>(土地に対して課する<u>平成21年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税の特例</u>に関する用語の意義)</p> <p>第11条 略</p>



新	旧
<p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 前年度分の固定資産税の課税標準額 <u>法附則第18条第6項</u> (附則第13条の場合にあっては法附則第19条第2項において準用する<u>法附則第18条第6項</u>)</p> <p>(7) 略</p> <p><u>(平成25年度又は平成26年度における土地の価格の特例)</u></p> <p>第11条の2 町の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、町長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、<u>第57条の2の規定にかかわらず、平成25年度分又は平成26年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)</u>で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>2 <u>法附則第17条の2第2項に規定する平成25年度適用土地又は平成25年度類似適用土地</u>であって、<u>平成26年度分の固定資産税</u>について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、<u>第57条の2の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)</u>で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>(宅地等に対して課する<u>平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の特例</u>)</p>	<p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 前年度分の固定資産税の課税標準額 <u>法附則第18条第7項</u> (附則第13条の場合にあっては法附則第19条第2項において準用する<u>法附則第18条第7項、附則第13条の4の場合にあっては法附則第21条の2第2項において準用する法附則第18条第7項及び第18条の3</u>)</p> <p>(7) 略</p> <p><u>(平成22年度又は平成23年度における土地の価格の特例)</u></p> <p>第11条の2 町の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、町長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、<u>第57条の2の規定にかかわらず、平成22年度分又は平成23年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)</u>で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>2 <u>法附則第17条の2第2項に規定する平成22年度適用土地又は平成22年度類似適用土地</u>であって、<u>平成23年度分の固定資産税</u>について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、<u>第57条の2の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)</u>で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>(宅地等に対して課する<u>平成21年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税の特例</u>)</p>

新	旧
<p>第12条 宅地等に係る<u>平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の額</u>は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける<u>商業地等</u>に係る<u>平成24年度から平成26年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等</u>に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該<u>商業地等</u>が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける<u>商業地等</u>であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該<u>商業地等</u>に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p>	<p>第12条 宅地等に係る<u>平成21年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税の額</u>は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける<u>住宅用地又は商業地等</u>に係る<u>平成21年度から平成23年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該住宅用地又は商業地等</u>に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に、<u>住宅用地</u>にあっては10分の8、<u>商業地等</u>にあっては10分の6を乗じて得た額（当該<u>住宅用地</u>又は<u>商業地等</u>が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける<u>住宅用地</u>又は<u>商業地等</u>であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該<u>住宅用地</u>又は<u>商業地等</u>に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした</p>

新	旧
<p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合にあつては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る</p>	<p>場合における固定資産税額を超える場合にあつては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成21年度から平成23年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合にあつては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>4 住宅用地のうち当該住宅用地の当該年度の負担水準が0.8以上のものに係る平成21年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該住宅用地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該住宅用地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「住宅用地据置固定資産税額」という。）を超える場合には、当該住宅用地据置固定資産税額とする。</p> <p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る</p>

新	旧
<p>平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。</p>	<p>平成21年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。</p>
<p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。</p> <p>（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税の特例）</p>	<p>6 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成21年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。</p> <p>（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税の特例）</p>
<p>第12条の3 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）附則第10条第1項の規定に基づき、平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税については、新法附則第18条の3（新法附則第21条の2第2項において準用する場合を含む。）の規</p>	<p>第12条の3 地方税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第9号）附則第9条第1項の規定に基づき、平成21年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税については、新法附則第18条の3（新法附則第21条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定を適用しないこととする。</p>

新	旧
<p>定を適用しないこととする。</p> <p>(農地に対して課する<u>平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の特例</u>)</p> <p>第13条 農地に係る<u>平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の額は</u>、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。</p> <p>(特別土地保有税の課税の特例)</p> <p>第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する<u>平成24年度から平成26年度までの各年度分の特別土地保有税については</u>、第123条第1号及び第130条中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。</p> <p>2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日か</p>	<p>(農地に対して課する<u>平成21年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税の特例</u>)</p> <p>第13条 農地に係る<u>平成21年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税の額は</u>、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。</p> <p>(特別土地保有税の課税の特例)</p> <p>第15条 附則第12条第1項から第6項までの規定の適用がある宅地等(附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する<u>平成21年度から平成23年度までの各年度分の特別土地保有税については</u>、第123条第1号及び第130条中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第6項までに規定する課税標準となるべき額」とする。</p> <p>2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日か</p>

新	旧
<p>ら平成27年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第123条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38に規定する価格」とあるのは「令第54条の38に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。</p> <p>3～5 略</p> <p>（旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告）</p> <p>第21条 略</p> <p>2 略</p> <p>第21条の2 <u>法附則第41条第15項各号に掲げる固定資産について同項の規定の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を町長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 当該固定資産を事業の用に供する者が法附則第41条第15項に規定する特定移行一般社団法人等（以下この条において「特定移行一般社団法人等」という。）に該当することを明らかにする書類</u></p> <p><u>(2) 次に掲げる事項を記載した書類</u></p> <p>ア <u>法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途</u></p> <p>イ <u>法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途</u></p> <p>ウ <u>法附則第41条第15項の規定の適用</u></p>	<p>ら平成24年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第123条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38に規定する価格」とあるのは「令第54条の38に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。</p> <p>3～5 略</p> <p>（旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告）</p> <p>第21条 略</p> <p>2 略</p>

新	旧
<p><u>を受けようとする償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途</u></p> <p>(3) <u>特定移行一般社団法人等が幼稚園、図書館又は博物館法第2条第1項の博物館（次号及び第5号において「博物館」という。）を設置した年月日を記載した書類</u></p> <p>(4) <u>特定移行一般社団法人等が当該固定資産を直接保育、図書館又は博物館の用に供し始めた時期を記載した書類</u></p> <p>(5) <u>当該固定資産が特定移行一般社団法人等で幼稚園、図書館又は博物館を設置するものの所有に属しないものである場合にあっては、第1号から前号までに掲げるもののほか、当該固定資産を当該特定移行一般社団法人等に無料で使用させていることを証する書類</u></p> <p>（東日本大震災に係る雑損控除額等の特例）</p> <p>第22条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p><u>（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例）</u></p> <p>第22条の2 <u>その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）により滅失（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下この項及び次条において「震災特例法」という。）第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項において同じ。）をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地又は当該土地の上に存する権利の譲渡（震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。）をした場合には、附則第17</u></p>	<p>（東日本大震災に係る雑損控除額等の特例）</p> <p>第22条 略</p> <p>2及び3 略</p>

新	旧
<p> <u>条第1項中「第36条」とあるのは「第36条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。））」と、「同法第31条第1項」とあるのは「租税特別措置法第31条第1項」と、附則第17条の2第3項中「第37条の9の5まで」とあるのは「第37条の9の5まで（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。））」と、附則第17条の3第1項中「租税特別措置法第31条の3第1項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項」と、附則第18条第1項中「第36条」とあるのは「第36条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。））」と、「同法第32条第1項」とあるのは「租税特別措置法第32条第1項」として、附則第17条、附則第17条の2、附則第17条の3又は附則第18条の規定を適用する。</u> </p> <p> 2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に、前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）に限り、適用する。 </p> <p> （東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額 </p>	<p> （東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額 </p>



新	旧
<p>控除の<u>適用期間等</u>の特例)</p> <p>第23条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき<u>震災特例法第13条第1項</u>の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3及び附則第7条の3の2の規定の適用については、附則第7条の3第1項中「<u>租税特別措置法第41条又は第41条の2の2</u>」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「<u>法附則第5条の4第6項</u>」とあるのは「<u>法附則第45条第3項</u>の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第7条の3の2第1項中「<u>租税特別措置法第41条又は第41条の2の2</u>」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「<u>法附則第5条の4の2第5項</u>」とあるのは「<u>法附則第45条第3項</u>の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項」と、同条第2項第2号中「<u>租税特別措置法第41条の2の2</u>」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」とする。</p> <p>2. <u>所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第5項までの規定の適用を受けた場合における附則第7条の</u></p>	<p>控除の<u>適用期限</u>の特例)</p> <p>第23条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき<u>東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第1項</u>の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3及び附則第7条の3の2の規定の適用については、附則第7条の3第1項中「<u>租税特別措置法第41条又は第41条の2の2</u>」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「<u>法附則第5条の4第6項</u>」とあるのは「<u>法附則第45条第2項</u>の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第7条の3の2第1項中「<u>租税特別措置法第41条又は第41条の2の2</u>」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「<u>法附則第5条の4の2第5項</u>」とあるのは「<u>法附則第45条第2項</u>の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項」と、同条第2項第2号中「<u>租税特別措置法第41条の2の2</u>」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」とする。</p>

新	旧
<p>3及び第7条の3の2の規定の適用については、<u>附則第7条の3第1項中「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第7条の3の2第1項中「法附則第5条の4の2第5項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項」とする。</u></p>	

## 平成 24 年度町税条例の一部改正要旨

### 1 改正の目的

地方税法等の一部改正に伴い、土地に係る固定資産税及び都市計画税について住宅用地に係る据置特例を廃止しつつ平成 24 年度の評価替えに伴う税負担の調整を行う等、所要の整備を図る必要があるため改正するものである。

### 2 改正の概要

#### (1) 住民税

年金所得者の申告手続の簡素化

個人住民税における寡婦（寡夫）控除を受けようとする場合の申告書の提出を不要とするものである。

対象者は、公的年金に係る所得以外の所得を有しなかった者

この改正は、平成 26 年度の個人住民税から適用する。

#### (2) 固定資産税・都市計画税

土地に係る固定資産税・都市計画税の負担調整措置

課税の公平の観点から負担水準の低い宅地等について、その均衡化を平成 24 年度から平成 26 年度まで継続する。

ア 商業地等は、据置特例と負担調整措置の制度を延長する。

イ 住宅用地は、据置特例を廃止します。ただし、平成 25 年度までは、負担水準 90%以上の住宅用地について据置特例を存置する経過的な措置を講じる。

(改正前)

負担水準 80%以上～100% 前年課税標準額に据置

負担水準 20%以上～80%未満

前年課税標準額 + (評価額 × 特例率 × 5%)

ただし、負担水準が 80%を超えれば 80%に固定

負担水準 20%未満 評価額×特例率×20%

(改正後) 平成24年度・25年度

負担水準 90%以上～100% 前年課税標準額に据置

負担水準 20%以上～90%未満

前年課税標準額+ (評価額×特例率×5%)

ただし、負担水準が90%を超えれば90%に固定

負担水準 20%未満 評価額×特例率×20%

※特例率は、住宅用地特例率

固定資産税では、小規模住宅用地1/6、一般住宅用地1/3

都市計画税では、小規模住宅用地1/3、一般住宅用地2/3

この改正は、平成24年度の固定資産税、都市計画税から適用する。